

見附市告示第57号

見附市野菜づくり等応援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

見附市長 稲田 亮

見附市野菜づくり等応援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市野菜づくり等応援事業補助金交付要綱（平成30年見附市告示第78号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

6次産業 化支援事 業	1 販路開拓費	補助対象経費の2分の1 上限額500千円
	ア 展示会等への参加に要する経費 イ 生産物又は加工品についての新たな販売方式の導入又は販売方式の改善に要する経費（パッケージデザイン製作費、ホームページ開設費等） ウ ア及びイのほか、広告宣伝費その他の生産物又は加工品の新たな販路の開拓に要する経費	
	2 機械等購入費	
	ア 生産物の加工又は生産物若しくは加工品の販売の用に供する機械等（車両を除く）の購入に要する経費 イ アの機械等に附帯して必要となる機械等（車両を除く。）の購入に要する経費	

	<p>(ア及びイの機械等にあつては、同種類のものは1台までとする。なお、中古機械等については、安全性及び使用管理を行う上で不都合がなく、耐用年数が3年以上残っているものは補助対象とする。)</p> <p>3 施設整備費</p> <p>ア 生産物の加工施設又は生産物若しくは加工品の販売施設（無人販売所を除く。）の新設、改築又は購入に要する経費（ただし、用地取得費を除く。）</p> <p>イ アの施設に附帯して必要となる施設の新設、改築又は購入に要する経費（ただし、用地取得費を除く。）</p> <p>4 事業推進費</p> <p>ア 許認可等（市の許認可等を除く。）の取得に要する経費</p> <p>イ 加工品に係る工業所有権の取得に要する経費</p> <p>ウ 経営指導等の受入れに要する経費その他専門家等への相談に要する経費</p>	
--	---	--

」を

「

6次産業 化支援事	1 販路開拓費 ア 展示会等への参加に要する経	補助対象経費の2分の1 上限額500千円
--------------	----------------------------	-------------------------

業	<p>費</p> <p>イ 生産物又は加工品についての新たな販売方式の導入又は販売方式の改善に要する経費（パッケージデザイン製作費、ホームページ開設費等）</p> <p>ウ ア及びイのほか、広告宣伝費その他の生産物又は加工品の新たな販路の開拓に要する経費（アの展示会等への参加に要する経費についての交付にあつては、同一の者につき3回までとする。なお、2回目以降の申請をする場合は、前回補助事業の成果を報告する。）</p> <p>2 機械等購入費</p> <p>ア 生産物の加工又は生産物若しくは加工品の販売の用に供する機械等（車両を除く）の購入に要する経費</p> <p>イ アの機械等に附帯して必要となる機械等（車両を除く。）の購入に要する経費（ア及びイの機械等にあつては、同種類のものは1台までとする。なお、中古機械等については、安全性及び使用管理を行う上で不都合がなく、耐用年数が3年以上残っているものは補助</p>	
---	---	--

	<p>対象とする。)</p> <p>3 施設整備費</p> <p>ア 生産物の加工施設又は生産物若しくは加工品の販売施設（無人販売所を除く。）の新設、改築又は購入に要する経費（ただし、用地取得費を除く。）</p> <p>イ アの施設に附帯して必要となる施設の新設、改築又は購入に要する経費（ただし、用地取得費を除く。）</p> <p>4 事業推進費</p> <p>ア 許認可等（市の許認可等を除く。）の取得に要する経費</p> <p>イ 加工品に係る工業所有権の取得に要する経費</p> <p>ウ 経営指導等の受入れに要する経費その他専門家等への相談に要する経費</p>	
--	---	--

」に

改める。

様式第1号から様式第5号までの規定中「印」を削る。

様式第6号中「印」を削り、

「

様式第6-2号

見附市野菜づくり等応援事業（6次産業化支援事業）経営計画書

			生産量 売上額	加工 売上額	販売 売上額
収入 金額	① 【原材料】 【加工】	初年度			
		次年度			
		5年後			
	② 【原材料】 【加工】	初年度			
		次年度			
		5年後			
	雑収入	初年度			
		次年度			
		5年後			
	合計	初年度			
		次年度			
		5年後			
			生産量 売上額	加工 売上額	販売 売上額
収入 金額	① 【原材料】 【加工】	初年度			
		次年度			
		5年後			
	② 【原材料】 【加工】	初年度			
		次年度			
		5年後			
	雑収入	初年度			
		次年度			
		5年後			
	合計	初年度			
		次年度			
		5年後			
収益	初年度				
	次年度				
	5年後				

」を

「

様式第6-2号

見附市野菜づくり等応援事業（6次産業化支援事業）経営計画書

			生産量 売上額	加工 売上額	販売 売上額
収入 金額	① 【原材料】 【加工】	初年度			
		次年度			
		5年後			
	② 【原材料】 【加工】	初年度			
		次年度			
		5年後			
	雑収入	初年度			
		次年度			
		5年後			
	合計	初年度			
		次年度			
		5年後			
			生産に係る 経費	加工に係る 経費	販売に係る 経費
経費 金額	①に係る経費	初年度			
		次年度			
		5年後			
	②に係る経費	初年度			
		次年度			
		5年後			
	合計	初年度			
		次年度			
		5年後			
収益	初年度				
	次年度				
	5年後				

」に改める。

様式第8号から様式第20号までの規定中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。